

地球環境問題をめぐる最近の動きについて

平成 19 年 1 月 15 日

1 . 京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて

平成 18 年 10 月 27 日から、中央環境審議会地球環境部会において、本計画の定量的な評価・見直しに係る検討を始めたところ。さらに、評価・見直しについて、総合的に、かつできるだけ深い検討を行う観点から、昨年 11 月 14 日から産業構造審議会環境部会地球環境小委員会との合同会合において各主体の温暖化対策への取組に関するヒアリング等を行っている。

今後、ヒアリングや審議会からの中間報告、最終報告等を経て、2007 年度末までに新しい計画を閣議決定することとなる。(京都議定書目標達成計画の評価・見直しに係る検討の進め方については、別紙 1 参照。)

2 . 二酸化炭素海底下地層貯留について (イメージについては、別紙 2 参照)

平成 18 年 9 月 4 日地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について中央環境審議会へ諮問。二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会を設置し、審議いただいているところ。

本年 2 月上旬頃を目途に報告書を取りまとめ、地球環境部会における審議を経て、答申をいただく予定。現在、報告書(案)については、パブリックコメントを実施しているところ。

3 . 地球温暖化をめぐる国際的な動向について

昨年 11 月 6 日から 7 日にかけて、気候変動枠組条約第 12 回締約国会議 (COP12) 及び京都議定書第 2 回締約国会合 (COP/MOP2) が、ケニアのナイロビで開催され、主に、2013 年以降の次期枠組み、気候変動への適応や技術移転などの途上国支援、更には CDM のあり方などについて議論が行われた。

次期枠組みに向けた議論に関しては、今後、京都議定書の見直しについては、2008 年の COP14、COP/MOP4 で行うことが決定し、その準備を 2007 年の COP13、COP/MOP3 で開始することが合意された。附属書 1 国の更なる約束については、附属書 1 国の削減ポテンシャルについて議論を継続することとなった。

2008 年の G8 日本サミットにおいては、G8 気候変動プロセス (G8 対話) の結果が報

告されることとなっており（G8 対話についてはこれまで2回開催済み）、次期枠組交渉のプロセスが加速化されることを促す重要な鍵となる。

4．日中韓国三カ国環境大臣会合（TEMM）等について

昨年12月に北京で開催された第8回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM8）では、各国の環境政策の進展、気候変動問題等の地球環境問題や、黄砂、酸性雨等の北東アジア地域の環境問題に関する意見交換を行うとともに、TEMMの将来のあり方について議論を行った。

気候変動問題については、国際社会が共同行動を取る必要があることを再確認し、COP12、COP/MOP2で、2008年に京都議定書の第二回の見直しを実施する決定がなされたことを評価した。

また、会合とあわせて日中バイ会談、日韓バイ会談が行われた。周生賢・中国国家環境保護総局長との会談では、温暖化対策、水環境の保全、廃棄物などについて意見交換し、具体的な協力事業を進めることで合意した。韓国環境部の李致範長官との会談では、二カ国がOECD加盟国であり、多くの課題について共通の関心を持っていること、これらについて対処していることを確認した。

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに係る検討の進め方について

1. 検討の背景

気候変動枠組条約（1992年5月採択、1994年発効）の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として1997年12月に採択され、2005年2月に発効した京都議定書において、我が国は、法的拘束力を持つものとして、温室効果ガスを基準年（1990年）比6%削減することを約束している。この約束の達成に向けて、2005年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づき、現在、関係省庁が中心となって地球温暖化対策が進められているところである。

京都議定書目標達成計画においては、その実効性を確保するため、「2007年度に、本計画の定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずる」ものとされている。この定量的な評価・見直しは、その結果が第1約束期間の排出量・吸収量に直結するものであることを踏まえれば、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、6%削減約束を確実に達成できる内容とする必要がある。

したがって、計画の評価・見直しに当たっては、総合的に、かつできるだけ深い検討を行う観点から、昨年10月25日に開催された産業構造審議会環境部会地球環境小委員会、10月27日に開催された中央環境審議会地球環境部会において、合同会合によるヒアリングの実施等、極力両審議会が連携して検討を進めることが適当との方針が了承された。この方針に基づき、両審議会において実効ある対策・施策の検討を進めていくこととする。

2. 検討内容

今回の評価・見直しにおいては、以下の検討を行うこととする。

我が国の排出実態の把握とその増加要因の検証を行う。

現行計画に規定されている約60の対策に関し、進捗状況の把握と今後の見通しについて検証し、目標達成の可能性について定量的な評価等を行う。

及び の評価結果を踏まえ、追加又は強化が必要な対策の洗い出し及びその実効性の定量的な検討等を行う。

上記の検討に当たっては、我が国の温室効果ガスの排出状況をきめ細かく把握するとともに、実効ある対策の追加や強化を検討するため、合同会合においては、例えば次のように、きめ細かな実態把握等を行う。

家庭

- ・冷房、暖房、給湯、動力等のエネルギーの用途別
- ・機器（家電）、住宅（建築物、システム）の別

業務

- ・事務所ビル、流通等の業態別
- ・業務用機器、建築物の別

運輸

- ・貨物、旅客の目的別
- ・自動車、鉄道等輸送形態別

産業・エネルギー転換

- ・業種別
- ・技術開発、規制等の政策対応別

代替フロン等3ガス、非エネルギー起源CO₂等

- ・半導体製造時、ガス製造時等の排出形態別
- ・排出削減の施設別

関係者の多様な意見を汲み上げ、上記のような実態把握等を効果的に進めるため、合同会合において、有識者、関係業界からのヒアリングを積極的に実施することとする。また、産業部門のうち自主行動計画の策定されている分野については、産業構造審議会・総合エネルギー調査会・中央環境審議会による「自主行動計画フォローアップ合同小委員会」ワーキンググループにおける関係業界ヒアリングへの参加を通じて、実態把握等を行う。

なお、3. のスケジュールに示すとおり、有識者、関係業界からのヒアリングについては、開催頻度が相当程度高くなることから、機動的かつ柔軟に開催するものとする。

3. 検討スケジュール

現時点で想定している今後の検討スケジュールは以下の通り（時期はそれぞれ目途）。

2006年 11月	<p>11.14 産構審環境部会地球環境小委員会・中環審地球環境部会合同会合（第1回） 今後の検討の進め方について等</p> <p><u>ヒアリングの実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、部門ごと、ガス種ごとなどにきめ細かなヒアリングを実施。
12月	<ul style="list-style-type: none"> 取組の現状などの実態把握を行うとともに、対策・施策の強化や追加の可能性・アイデアを探る
2007年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 自主行動計画フォローアップWG（7回）のほか、その他各部門で1～2回程度実施（全体で10数回程度） <p><u>現行対策・施策の進捗状況の定量的点検</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング、文献調査等を踏まえ現行対策・施策の進捗状況を定量的に把握 個別対策の2010年における削減見込みの定量的推計等 対策の強化や追加の必要な部門、分野等の洗い出し 1月～2月までに数回、点検を実施
2月 ～3月	<p><u>計画の定量的評価等に係る中間的取りまとめに向けた検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現行対策の進捗状況及び現行対策ケースにおける削減見込みの取りまとめ 今後の対策・施策の追加・強化に向けた論点・可能性等の整理 <p><u>計画の定量的評価等に係る中間的取りまとめ</u></p>
3月 ～夏	<p><u>対策・施策の見直しに係る検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 部門ごとに、必要な対策・施策の強化や追加を検討 当該強化・追加対策による削減効果の検証 <p><u>目達計画の評価・見直しに係る中間報告</u> (中間報告のパブリックコメント)</p>
夏 ～12月	<p>対策・施策の見直しに係る検討等</p> <p><u>目達計画の評価・見直しに係る最終報告</u></p> <p>パブリックコメント等を経て2008年3月を目途として新・目達計画を閣議決定</p>

二酸化炭素海底下地層貯留のイメージ

